

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申請書の提出を求める公示

下記のとおり参加申請書の提出を招請いたします。

令和8年3月25日

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長  
堀内 隆広

### 記

#### 1. 本件招請の趣旨

現在、販売されている特別用途食品、特定保健用食品及び機能性表示食品を買い上げ、申請書又は届出資料に記載されている分析方法に従い、特別用途食品に係る栄養成分等、特定保健用食品に係る関与成分及び機能性表示食品に係る機能性関与成分(以下「関与成分等」という。)の含有量等を分析し、各成分が表示値どおり含まれているか等を確認・検証するとともに、表示値を下回った商品については是正に向けた効率的かつ効果的な監視指導を行うための情報源とすることで、表示の適正化を図ることを以て、制度の信頼性を向上させることを目的とする。

なお、招請の結果、本公示4.の応募要件をすべて満たすと認められる申込者が二者以上あった場合は、一般競争入札を行うものとし、本公示4.の応募要件をすべて満たすと認められる者が一者の場合には、随意契約による契約手続を行うことを予定している。

#### 2. 件名

令和8年度特別用途食品(特定保健用食品を除く。)、特定保健用食品及び機能性表示食品に関する買上調査

#### 3. 契約期間

契約締結日～令和9年3月26日

#### 4. 応募要件

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度内閣府所管競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等(調査・研究)」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(4) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 特別用途食品、保健機能食品及びその他化合物などに関連する分析方法について熟知し、本事業を適切かつ確実に遂行できる能力を有していること。

(6) 食品表示法第8条第1項の規定により収去した食品の試験に関する事務を受託することができること。

(7) 市場に流通している食品を購入し、分析する調査事業を実施したことがあること。

(8) 情報セキュリティの徹底を図る観点から、本事業を実施する組織・部署において、本事業の実施を適用範囲に含んだ ISMS（情報セキュリティ管理システム）について ISO/IEC27001 又は JIS Q27001 に基づく認証を取得、又は、セキュリティ管理体制を確立するために、情報セキュリティ管理体制図、情報セキュリティに関する内部規程類、情報セキュリティに関する教育（テキスト、実施の証明）、情報セキュリティ対策の実施、情報セキュリティマネジメントの継続的改善、監査の実施を有していること。

5. 参加要領の提出資料等

(1) 参加申請書（交付場所にて配布）

(2) 本公示4.(3)に記載された資格審査結果通知書の写し、及び4.(5)～(8)の要件を満たしていることを確認できる書類

(3) 見積書

参加申請書提出者は、上記書類の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別添)に誓約したものとする。

6. 仕様書及び参加申請書の交付場所、提出場所及び提出期限

(1) 交付場所 〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 消費者庁総務課管理室契約係

電話：03-3507-8800（内線2424）

(2) 提出場所 交付場所と同所

(3) 提出期限 令和8年4月8日（水）正午まで

（郵送で提出する場合は、提出期限必着）

7. 必要書類の無効等

本公示に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加申請書等は無効とする。

8. 本公示に対する問い合わせ先

(1) 公示について

消費者庁総務課管理室契約係

電話番号 03-3507-8800（代表） 内線2424

(2) 仕様書について

消費者庁食品表示課食品表示対策室

電話番号 03-3507-9144（直通）

# 参 加 申 請 書

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長  
堀内 隆広 殿

「参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申請書の提出を求める公示」における応募要件について、別紙のとおりすべての要件を満たしていることを証明いたします。

件 名：令和8年度特別用途食品（特定保健用食品を除く。）、特定保健用食品及び機能性表示食品に関する買上調査

令和 年 月 日

会 社 名  
住 所  
代表者名

	氏名	電話番号	メールアドレス
本件責任者			
本件担当者			

※本件責任者・担当者について記入すること。ただし代表者印を押印する場合は記入を省略できる。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について参加申請書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締

結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。